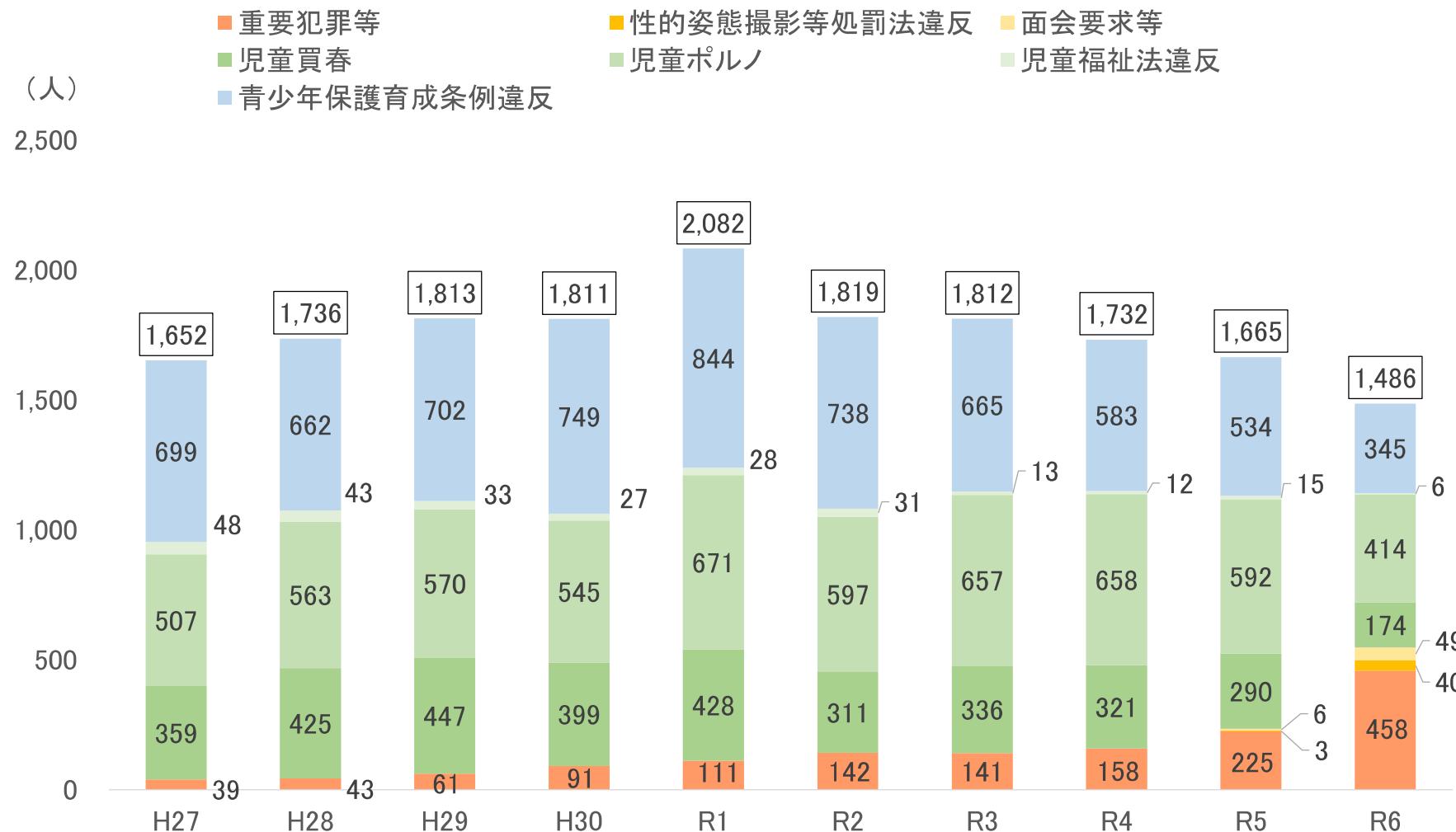


2-5. 【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信(オンライン)ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたもの。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、罪種別では、青少年保護育成条例違反が減少傾向にある一方、重要犯罪等が増加傾向